

決議 1759 (2007)

2007年6月20日、安全保障理事会第5698回会合で採択。

安全保障理事会は、

2007年6月5日の国際連合兵力引離し監視軍に関する事務総長報告書(S/2007/3311)を検討し、また、2000年7月17日の決議1308(2000)をも再確認し、

1. 関係する当事者に対し、1973年10月22日の決議338(1973)をただちに履行するように求める。
2. 国際連合兵力引離し監視軍の、性的搾取および虐待を容赦なく取り締まるという事務総長のゼロ・トレランス政策の履行およびその人員の国際連合の行動規範の完全な履行を確保するためにとられている努力を歓迎し、事務総長に対し、この側面において必要なあらゆる手段をとり続け、また安全保障理事会に対する情報の提供を継続するよう要請し、さらに、部隊提供諸国に対し、その人員が事件に関係していた場合、このような行為が、適切に調査され、処罰されることを保証するために予防的および懲戒的な手段をとるよう促す。
3. 2007年12月31日まで、国際連合兵力引離し監視軍の任期を6カ月間延長することを決定する。
4. 事務総長に対し、この期間の最後に、状況の進展と決議338(1973)を履行するためにとられた措置についての報告書を提出するよう要請する。